腐談録

特別
14
1919
122

特
門14 號 1919 巻 28
門15 號 1880 巻 28

○君筆書類從の原版

橋保己一の古書を集め群書類從を編纂し
三百六十の数を文印者に於て保管しまつりし
元と同版本を帝国大学に於て記録局に譲る
よりたるものなれど文印者も亡年に至り家
すでに大学に交付せんとし之を大学に交付せし
ゝ大学も妥協に困る橋本宮内省に於て
其一部保管方を依頼せしが伊藤博
文氏の発議にて一旦
記録局に返納せんことを思ひしも彫刻者に同局に

昭和十六年十月二十七日寄贈
市島謙吉氏

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ 琵琶法師

琵琶を弾じて平曲の語りを事とする者を金田氏と称す
ハ[illegible]きより[illegible]世俗琵琶を弾ずるものを[illegible]
[illegible]の俗称を弾人と称し俗に[illegible]と云ふ金田氏
名を[illegible]悦と云ひ今年七十一歳にして方今氏の[illegible]を
京都に在りて[illegible]の父を錦田祖父と唐名といひ

[illegible]

[illegible]氏を[illegible]
[illegible]の大叔父[illegible]金田氏の後[illegible]少くも
平家物語一部を和歌に二る勤とし[illegible]
[illegible]を[illegible]ハ五十勤、中ハ五勤、末
ハ五十勤定式（或は勧語）といひ初五十勤の内二十
勤[illegible]を語る内と称し琵琶を抱けずして[illegible]
[illegible]を引き内を称して毎勤保養[illegible]初め
五十勤を祝詞節後[illegible]といひ、中五勤を都
[illegible]しの一節といひ六段の定式を小原御幸の一節と
[illegible]を語る節奏の名称[illegible]金田氏又[illegible]

江戸にあるべき筈なれども徳川氏の霊廟忌辰の献奏
の儀式の第宅義年訪、官位昇進を大南方
の用意など出礼等の物多用のうんとも
さんど酒盃の儀、又は船中又は琴三味線を奏
し乗り来りしとも決して手出を設けざる言あふ
りしと

○豊臣秀吉

日下部伯耆守殿と豊臣秀吉の家人ひ殿
と出雲を出の出陸うあると云ふて中林伯耆
を以使を以書を上うう寄物しを見せき五来

以使を以ふ云ふ紙を以て指を伝つて云ふ、伝使（サモアラバ）あん伝いの
指迫勢を以て不名人を指伝ちとどう見て云ふの
右うん迫勢を決しも二五の寄しても考ふ
の手段を以つて云ふ、

○下重

今義解の中強盗の項「下重」と云ふ高れい寄
うんを医者の言ふ高を指を男女人の陰核の高
義で陰核うたるのひある為を重いう下へ下
うるうんで下重と云ふの儀をう況、こんを男子の大陰
書と同じく起きうん地る戦くわど大云るのあ

るそうだ

○アモック

アモックは馬来語で一種の狂乱病のことである、これは
医者もまゝあるしひあるこの村で男人あるを
殺害するとそれのもの此の精神病のあるとき
云ふ事だ、又武烈帝ご妊婦の腹を割いて
その子を取上の生とされたと、これで帝を暴虐と云ふ
ツマリ帝も一種の精神病を発されたので、彼の
[illegible]の意ごあつたのだらうと云ふご、第五の
医者は[illegible]丈の見解であるこのだ

○伏見人形

昔ゝ伏見人形を破けてもえのお山の土を焼く
と称へて度上人の霊あらて絶病の果く流行さゝ
ばゝを多くの此人形を拵へ行きしこのゝとう
此の人形の鑑賞を三回位年の土ともて造らんし
東福寺にあ事布袋の聖像を模型として
初代人形屋名吉つの拵所あるしゝゝ
とゝん

○五回

此民謡を一種の五回とゝあて[illegible]いの石得五回

の亀をうらなひ尊卑分脈の如めだと云ふ事
なし又帝王の系図を執次誌石記とうらなひ云
ふ後深草帝うらなひ上ると云ふの御語ひある
そうなし

○景行の骨法

我国太古太古の法あり伊勢の正殿考に曰く「太古
の事は男鹿の肩骨を灼きて物のさとる事の如
うなり其原高天原にて天祖の如めるとる事なり
むかしなりけるさて其の布斗麻爾とうなる義い布斗
は称辞、麻爾は麻々とうなる同じ事の言葉
なりうなる祖先を尊ぶ後世祖先の霊を祭り
さて布刀麻爾はトへてとは鹿肩を灼きて祖宮
をトへ問ふ——かくの體を書きて其人を祭
めるなり火坪に作りて祖宮問決もうなるようなやう
其の體を祖の麻爾の野はうとうを立てて布刀
麻爾をトへてといへるうなる」伊勢の火坪を図のも
きうなるものとうなる亀トを以て志保しうなるき
さうんが彩る北陸国に井和ゆう米人ロックにんの
雷紀行を後にて伊勢に見えたし其の法
を聞うなる我不得る太古に似たるものあるう

[illegible]の[illegible]を[illegible]骨を[illegible]其の火[illegible]
[illegible]、或[illegible]
[illegible]と思[illegible]
[illegible]喇嘛教[illegible]の[illegible]氏の
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]三十四年
十月十四日[illegible]
○書籍探索
市村鎖次郎[illegible]古書の寄贈を[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

四庫ハ古今図書集成、淵鑑類函の
如き類書の大編巨帙なるも所謂類書の編纂の後
に叢書の編纂を事とするが乾隆帝も亦帝
の旨を受けて四庫全書の如き一の叢書を集
めしなれども而して乾隆三十七年正月に四庫全書
を集成し諭出づ四庫全書とは
第一内府の秘本（大抵善本なり）第二永楽大典
第三督府の採進本、第四個人の献本第五行
本の五種なるも此の永楽帝なるの書を類聚
し編成せし排列せしめ古今の使命を使し文献大
成と名け永楽二年を始めて五年を終へて其事畢
二万二千八百七十七、目録六十巻あり一を文物（弘義
閣）に収め一を皇史宬に貯へ、地の大典は皆古今
を網羅し編成せるの保存なるを多く
即ち舊五代史、續資治通鑑長編、宋元代会、
諸書志書是なり武英殿叢書も多く此永楽
大典を殿本とし又一個人の献本なる部以上の者
なる図書集成なる部以上の者を佛文類聚を
勝くこと四庫全書を書なるを之を整理し
始めて集成したるなり一万七千八百七十

七万千八百八十四冊にて数を尽し而て北冊の書
を文淵閣、文源閣、文津閣、文溯閣を備へ仕
け後又文瀾、文宗、文蘭の三閣を備へ書き
しゝ写を始め抄録を此の中を兵燹を免れ
又を伝聞の所領域内を書を録の数伝たる
このこと北京の文溯閣を我日本国の幽
衡区域内をあること此の抄録をこと
保存をこんしを文界の一大事業とを数
つを伝聞中の蒙満を伝をを史家伝る
をを以本寄附録出仕を

状八人を寄こをこをしと
所をを内閣東大学を訳しことを陪のを
是を紫禁城内の内閣の倉庫の一部也内庫
の倉庫を幅八間位を長四十間位を西
部を聖訓実録を所を東大部
を見をを中八礼楽射御書数の六部を分れ
古文書及び各方面の地誌賦役の書の部
を所を書をを礼字部に
黒龍江獣件八本、前明行件三冊、楽字
部を奏摺四百十二本、題名録二千七百四十六

本朝宮部之歴年の殿試等、歴代皇帝の
御真筆一巻、御宮部之碑拓聖洲の類御
宮部之嘉徳年間禁止裁往烟京出六一張朝
鮮及西番諸国の図書数十張、鄭泰授降及
其附帯の文書数通、書宮部之雍正碑拓諭
一萬本以上、各省賦役之書及び各省府州郡の
地志皆之存す、数宮部之歴史文集等之
書也、乗中亂離を経て弾指山をもし弾手
をつくすべし、私もも事内の支那史、其中
之金石拓図の書を投し出しまとめの
一西番二ポール等の西番の図書を一束あるも体
裁皆之唐紙紙の黄絹之表紙の拓跡あるもの之上
部を吸付之物之文字を書し一丸あるも印章を捺
しあるもの所収あるも蓋獻上表の目録書也歴
代の詔勅を黄紙の三尺幅位のものに書し皇帝
の璽を印す、乾隆帝西諸寺の庭前のめき云る
けもど道中ものを引き出して風之当てハ
墨のところ皆ぼろ〳〵と剥んばかりとなる
明末清初甚清の鄭泰等の福建の伝背李
率泰及清南王耿徳茂に書を発するを降を諸

へる書共降参の別紙に其後の兵員職名を記し
たるものなき責任及黄元龍の上奏文のみなら
ず鄭氏一條に関する文料也又李徳七年の朝鮮
事件に関する文書のみなら六冊
皇史宬に所蔵する四庫
此の志請十七年七月の建築にして此代に歴代の
實録を所蔵し奉る皇帝嘉隆聞見大記
の内に皇史宬成令專録訓録とあるも清朝にも
亦実録聖訓を所蔵し皇城の東南
隅南北に内に在る四十五間の位置
瓦朱壁)を続き、東西南に つゝき西へを入れば
南への前に五一門あり皇史宬門といへり
入れば前面に皇史宬あり左右に廂あり
階に碑塔あり皇史宬八坐三十間南北十二間位
あり西面に石階あり入口三箇あり鐵扉あり一扉
の長一丈幅四尺厚六寸位ありて容易に動かず
後一坐を西に向き又南北に
あり中間に八間位の室間あり東西の
端の窓あり光を通す其中に二坐五尺幅四寸
位の大理石の室あり東西の窓あり書を

璽上遺を八行に並べ行毎に二十三個あるも而して其の
の三個あるものあるもの四十一個なり其大さ一寸四分長四
寸幅二尺半位なるに黄布を以て覆へるに其布を
とれば同黄銅の龍紋を鑄出せるものを包み
なるものを遺といふべきなり也、中なる満
漢の寶録聖訓を見るに長一尺四寸幅一尺一寸
位の木なるに黄緞子の表紙也舊記によれば乾隆
帝の御文あるべきなり今なる嘉慶十二年
の御文なるに歴代の聖訓寶録を見しなる
高宗の聖訓三百卷寶録一千五百卷を見るに

由を記す皇史宬の性質なること考へられ永樂大典
を蔵し見ることを務めるべきなり然
るに旅舘なるものの現存しなくなりぬ記録
く誤也史宬の前の雲南なるを鎮定圖史大臣列
傳を見るに雲南の事を記したるはやはり
兵乱等を防ぎしなり也
事務の事なるに書を二百印三部作りて文
の事なるなるいと云ふべき史場なる捷寶なるに史の
書なる稗を見るのみなり

東聖遺書

蟻術編　後漢書補遺

漢書注補　後漢書注補正　三國志注補　三國志注遺
三國會要　同　證誤　五代史記注
五代史補　五代春秋　五代史纂誤續補
歷代三表　金佗粹編　東林列傳
國朝宰輔記　滿州四禮集　盛京典制備考
吉林別記　泉布統志　永樂大典目錄
北史考證

○ぬるさ　侯

ぬるさとは、ぬるさの名を高麗文化の名家の藝術家の

流輩を罵倒して書いた人の名を書いた
が周滑雪と云ふ愛名で出て来るのも考へる作者
の記き[illegible]花[illegible]の記から
の詩に拙めなるもの
也ぬるさ　其の作品
京文者ニ門といふ人の
記といふ出化の高麗
の深めるとこ
とこの北人の
ひぬるを永い間の終に
流輩を罵倒して書いた人の名を書いた
が周滑雪と云ふ愛名で出て来るのも考へる作者
の記き[illegible]花[illegible]の記から
の詩に拙めなるもの
也ぬるさ　其の作品
京文者ニ門といふ人の
記といふ出化の高麗
の深めるとこ
とこの北人の
ひぬるを永い間の終に

○春日の鹿

奈良春日の社鹿の角伐は寛文十一年より始まる行事にて、
往古より毎年一度つゝ三月彼岸に行つれども
近年町々の入り込み木戸の設けがあつて、こゝ彼岸に
入り込むと町内の若者が赤い提灯を目印の町内
へ追い入れる、そんな事を思つて入つてゐると、木戸口を締
めて居いて赤い提灯を持つた若者達がそこを
抜き、高らかに笛しこゝに酒肴を出しこれを、さて
春日の社を角伐の下手人を行ふ、こゝ若者らはすこ
んなものだけは絶対に鹿の仕事をこゝに

角つけ、角伐りこんを伐るこゝの〳〵ふけしい、サく伐る
鹿を忘れるのが秘伝だと京都、大坂を「ダンビ」と
いつて輪を縄をつけたものを投げ付ける、そんな角抜
こゝ鹿をヤッキとこゝつて元亨陸を見
て五人踏こゝつて鋸で引きかるのだ、角を切る
義しん更こゝ出て来る新角を伐角といふてある、彼
の持つたものが被せこゝつて伐る角と云ふのである
この彼角の間を恐れ死者をいたこゝ、ナゼそん
バもし彼角の中に入こゝ鋸んこゝ故のあつて そんな
形んこゝとう傷ぶけこゝと一生涯の感こゝて

曲つたのうちを生へ[illegible]つて[illegible]トウ[illegible]北[illegible]めと[illegible]
大[illegible]
まあ一[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]を修する岩間政廣を推さいるを得すして直利
の日本美術を左のごとき記するを載せ
鑿工語略に曰く「政廣を立隠の弟子とし、金剛、
直安と称す、後、名を改めつと改む、葛龍軒、諫鼓
堂、巣蜂齋、壽量等の號あり、廿歳のとき師
の門に入る、三ヶ月業を学いて師を離れ金右衛門つ
味量通天永隠の後ひ、利壽政廣の押形を師として
学ぶ其の精巧のごとき世人道を政龍坊と呼
又町田盛重と延命寺の作

[illegible]を多年の切望自ら[illegible]人物、能
の面、動物の類、先人未だ比せざる所の新意を[illegible]、
即授三月の業を[illegible]自立の一家をなす、天保
八年酉八月十四日歿、七十四、浅草[illegible]川町[illegible]寺
地中祝名寺に葬る、法名、釋法壽政廣信士と
[illegible]、下谷[illegible]に葬る[illegible]
北[illegible]の若者（業原羊[illegible]）を語る政の謂へる一事
を挙げて曰く
人物能の面動物類の彫刻に於ける政廣の秘密
[illegible]中の[illegible]の中の[illegible]、鑿工語略の[illegible]

人の未だ及ばざる所を考へ、人の未だ覚えざる所を悟り、皆七宝を以て成りたる所、政廉の人物を彫刻するに其面部を云ひ、手足を云ひ、鼻を云ひ、耳を云ひ、且つ彫刻したる所人と時所人の顔あるがごとく、政廉自ら彫刻の業指すを絶大なるものとなし、政廉謂らく、装剣小道具は之を刀剣に装飾したる数多の事具を造るべきの要具なれば、我国の工人もまた其彫刻磨滅なるべうんば未だ

以て装剣小道具の切用を尽からしむることを得ざるの恨なり、我国の先哲、之をなげく顧成或は肉食を絶ち、大いに其真を求めんとす、其美を減ずるを我死して数十年の後或る所の磨滅をなすの時を待て能く或る上彫磨清しなる彫の顕出するを、其功の多少やはた人をして政廉を真の名工大家なりしを嘆賞せしめんと政廉

此奇怪なる観念を記して彫刻を行ふ所を改め洗ひ去らんとせし人物、能の面、箙、獣等

[illegible]
[illegible]作為せしことを彫金工ありて此年[illegible]
[illegible]の一大事の[illegible]と謂へり、堂々政靈傑
の三被せし人物の小柄を造りし士人ちゝしゞ数
十年使用せし後三の彫刻彫次、磨滅ありて
後代三下らず人物の容貌定め難し[illegible]
此士人をして其不一の思慮を驚惑せしめざるもと云
山善し政靈の[illegible]異なる観念を以て三の
彫次磨摺す一のきを為し[illegible]人物容貌を精
刻し[illegible]三を稱入して巧みなる三被せる人物を彫鐫

しなる人をして其精妙の一雷せしめんとせしや
能くきゝ[illegible]ゝ分納夏雄氏義政靈作縁頭、
海鬼勝氏義四作縁頭、[illegible]氏義四
作小柄を拾て之を[illegible]祝せば
杜撰なるさまを知るべし

彫の石説の決

○山去盛義の青磁器

[illegible]平高亭岡部氏持[illegible]物[illegible]
列さんし山去盛義出陣の青磁三百五拾
生一宮を[illegible]し[illegible]観者を奇とせしぶ山

氏の為人と其の事業とを知る機会を得たるこ
とを得たりし
山去氏は元来米沢藩の舊臣にして米沢藩と
縁を結ぶこと久しく殊に四年の年月を
経て清韓両国の間に歴訪したるが為
に書画及び古美術品の蒐集に
力を用ひ山去氏は十二月中旬帰朝せられ
風雅書画古美術品を出品せられ「米沢藩
維新後」と称する第一公景の
出品は実に屈指の逸品なりし

事務在勤中なりし同氏の事績を偶然に
接せし旧氏異人の一人日朝鮮に在勤せる彼の
大院君其他朝鮮仲の人物なりし間諜を
以て彼の為都城内に開城内乃中なる石の古塚内なる
採掘をし宝玉を氏の一手に落札せし
加日に掘出せる其他の貴品数の夥しき
こと洋の東西を通じて氏の右に出つるものなく
べしとなす山去氏不幸の消息を聞く実に
「玉碎美花」とれくるに堪へざるなり

○上野に於ける国華会を祝して

高倉天皇御宇七代高倉の真跡をのこしたる例
へば拾穂のごとき法隆寺ぎんぜん拾穂[illegible]
[illegible]琳[illegible]の精粉[illegible]拾穂[illegible]
一歩も[illegible]養[illegible]脱[illegible]得[illegible]こんまひの妙
[illegible]美術の源[illegible]用[illegible]
図案[illegible]高倉[illegible]二風を[illegible]
井の[illegible]年[illegible]時[illegible]新高倉を採用[illegible]
高倉をうけ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
図面[illegible]高倉[illegible]
生徒[illegible]得[illegible]
う[illegible]図案[illegible]
運[illegible]
図案[illegible]
乗[illegible]
[illegible]
[illegible]

多の古今集序の冠毋其の図まうたきて
ふを画くまて歌を兎角をうしなうまて言を寓せ
ぬき、兎の耳の行列の禰宜の袴のぬき、拳拳行
列の棚河脈刻図書のごとき竹内久一の大風
雲の形状大法螺貝うち鼓を吐き言葉
を吹きて円のごき、永井青崖の噴火の生
にを上るとおろしとをを描きその四方
の流れ出るを頭ことくさまを宮殿
と、城味ある新家の言葉を得て
勿論をを吹き上るを画とをを配はさら

人ん、言葉筆新の幅をを漸く平方の刈げ
の微とを発こをを得ていまんを少者の大膳を
を伊勢のをを言葉、北の大膳を作りを図まを大
成まる大動力なること強んの絵ほん、今日のをを
画の新をしとをふをの言ををしを空風を加味
しをる後の事のをを書き、新のをを北の初階を注す
しをを人を様作を為をを、作りを絵
をふきの数、元に活字を以て画ける図をを
く出版さんををしがいづれも言をを最も多のの
をを元をの成程のを書しきことををを、言をを

他の言語の未まだ行はれざる前道を下すんば此さく
十年を出でずして其の大言語を書生の間
に誇ることもあらん、偽り国要を欺て万民を惑わす
云々

○茸の伝

茸の生じたる云々属した事に付て文学上関係
ありと思ふ恰も篆刻のごとく其の発生法
解説故に茸の説と北のごろ茸の説と
生発伝の義とは別のものなり、
相称すること云々

○原料

茸の原料とする所の動物は狸、鹿、馬、羊、兎、鼠、
鼬、栗鼠、うさぎ、猫、ムマ、もと称し茸を用ゆるもの、も
と白雲云々云々を色と呼び茸を仔鼠とある、
云々いて云々と鼠を尾と顔かある、其一尾云々六分
乃至八分位とんるさ云々、猫を是云々然や狐狐
とあるとまちまち方々、茸の方もよろしい、馬を腹ウス
といって腹部と上等の茸云々生じて云々どの稚
数のものうち上中下の区別ありて狸に黒一、黒二
白一、白二、鹿も シン、ハタ、ムウハタ、そど、そん
階級と符牒ありて、極上等を日本狸でる如候苗

以上、六下等之麻のトウハカ、ひろめ五十枚、ある

ペン、鉛筆等などを用ゆる毎の中もあるが革の書用を

多くなく、日本の毛、丈ひくあるひ、支那うるも勢入ま

るの、表紙等もあるを所在、羊毛を除いて

ハ支那之猩毛かるい、こゝの猩毛もあるつゝ、日本

猩の所ついとゝ〳〵ゝ〳〵も関係支那猩を助くゝ

先う表〳〵大いとおつゝ多る所價格もあるの四

層倍も安い

○軸　軸を軸棒と云てこれひうゝ高さまる品のある

軸を竹木の二種ある竹木共の表を用いるゝ、竹の

軸ゝを白竹、染め軸、並軸、まるい、ゝゝ多種類のある

白竹を晒ゝしあけ比光沢のある軸ひ、上絵図を上毫

とゝ、筆相生かゝも著人之前り出すゝ、品は過ゝ方

ゝゝ比、軸を五拾二十三四本位一本の價一厘位

ひゝゝ廉いゝゝもある

○知恵筆用具　ハ左のものゝゝある

但二表　桐木を抽斗付の立

一切の用具を入る

手板　方形の

小板

毛盒　材形、長一尺七寸幅

一尺深一寸三分、毛様の物用ゆ

かゝめ金　口の形、真鍮製、毛並

を揃へる時用ゆ

桐　真鍮製、歯並之様相のお

各三枚

鋏　老鉄或を理髪鋏の類

毛を断つの具

はんざし　箸刺

毛はんざし　ちりもを拂ふる

用ゆ

くるまぶん　割笠刺の略語
軸を割るの具

竹ぶん　竹笠刺の略語
竹を割る自然

切出　小刀

枕木

ちんぼう尺　丁字型真鍮製の尺なるも、其外特殊の仕様なるも此みを切
箔をのすに用ふるも、又此尺を用ひづに分枝を揃へるもあり

筒　筆型なるも、反牛角製黒白
なるも其他の種類に在り

切甚　軸を切る
甚切る

割枝　桐材　軸を割る
竹なる数く

軸竹　軸の長短を定る
型なる

軸切庖丁

鉋　軸の切口を
高る

あをを　青麻、麻の長き皮を
乾燥して結る

二分五厘　絹糸のあきらの、仕上の
布波甚を切る

焼炉　両天の乾燥に使用る

熨

砥石

漆

○毛揉　獣毛の脂肪質を除去るうめえづ毛揉をする、も
盆の初め一振の毛を長き、反（数殺反、毛尾を長る
一袋五合位一束五厘）を撒布し
掌で揉む、（数毛を布る
裏を揉む）次に水を注ぐ掌の折れる音、次に
ちりを反、うを水をもて洗ふ、ツック、うの
うの尾の膝抓を密する

○毛並を揃ふる　揉ぬいて、手枝ひも垂を揃ふる即ち左手の一
揃の毛、右手の手枝を指て力をもて敲くのち、次に柳の葉
の様に、流て敲き、敲いて流く
○逆毛を揃ふ、　手枝を垂て、真鍮のかため枝る折ちめくて
逆の方に保定して毛並を揃ふ竹ぶんを揃て其拇指
逆毛、すん毛を揃ふ、逆毛を其の指先、書けるに

地もの毛をあらかじめ

○頬を紙る　苦毛を掃つと、掃つたあと、湯桶のコップの泡し

ゝ冷たるサット浸す、浸して穏る、穏つて固める、掃の歯の高

さ、又逆毛を掃つて、再三繰き（しごき）してあら、此めて毛の上を整く

整へ、其中絞穏り通しで、ソコで、敵方の噛を考る

う穏る、第一の噛を又、敵方う穏ると、其を浄ひ、

終を終り、此者家を穏ると穏らしの例の、考へて不成

部を清潔ふ、このひを、

○裁断　固め毛の上を裁ちて、武士う掃の歯を抜き

逆毛を掃つて、トンボ尺を合て分をきめて鋏ひづぶ

りと切る放す、種色の毛を拾い地寸法一つ、あるもたるもの此

切る葉と毛を毛屑高の馬毛を毛を長

○毛を組む　鋏ひ前ていたとへば麻と猩を組てはもて、

丁度医師の薬を調剤するやうなもの、柔剛強弱、

長寿天折を此るもの、此の毛を用ゆるもの此

の配合あるもの、毛の毛を読めるのあるう、出来

あがつた物を強ど椎の実のやうに、

○上毛を着る　ちゝ上毛を用る毛を熟して丈上を

他の推寸を轉かしてある、時毛の光を晒し

両天を焼煙の上い乾く、○上毛を染毛を使ふこと

かもう紅毛、熊毛（黒）黄、青、馬の毛を染めてもよい
得能氏、考へ上毛の性質をよく研究する
べし

○拓根　乾くのを待て根に青芽を噛て綿をかけ、其結
び根もとを拓ると、椎實狀の芽の頭は、五列して小栗の
毬菓のわらを敷て変て糸をつゝうてそる、そこで其
首を一ツ完切に放して結ゾーに其頭部から下をくくり
ぱんで獨乗の背狀る前て、軸を嵌ける準備をする

○軸切、　切立の上で軸切をする、一本ずつをあてポキン
と切て行くので、其切口を鉋で前る、そんくゝ首を嵌ける

口もとの内側の内をくり抜んで割りをる

○首を嵌ける　腰を温火で熱して溶解し、獨乗の背る塗
て軸に嵌ける、腰の乾くのを待て、鉋で市販芯を削る、で
筆の首を市販芯の中に没入し、毛の充分含まるを、こゝ其一本
完、白の絹糸（二分五厘）一筋、口に噛て、巻きけて、軸を回轉して
糊で固めこゝ鉋ふの量を拔き最し、又二本の指端
で拔いて形狀を直してもよく、そんう湯ちと筆尚る挿して
一時乾燥して仕上げる

○墨筆を活画する

活画千秋　書翰に為る無く墨筆を得ひて書翰の

あるべきが、大いなる我意を得たるなり、毛利侯をおもうに義の賢なる掛軸

くるべき向もあらぬひとなり

前黙堂翁を出資流、法書をもって世に知られ、筆勢墨光を盛賞するなり

世も死書の不流潤なるを

武尾の必流味を存ずるなり白堤の掛軸の對照せしめ

まるを一枝一葉の微も遺さず表顯れ盆中のみ待義

の為なるものと存ずる云々

二路白堤の掛軸を前人未発のものなる容名れ

千秋式と呼びたる云々

○豊太閤の臨終

豊太閤臨終の掛物を歴史上確実の價値ありと、即ち

公の遺訓なる霜月氏の掛幅の物を所有

公の遺言を聞くべきなり然しこれ無し雖も世事をもって

山気の知文をもって荒しその所有なるも

さるも家康の所有の掛幅を伝ずる者の遺言あるべし

書き言葉なるも、此ごとく徳川氏の都合ならんかの

事務を相極めしなる為ならん太閤臨終の間

おのおの五歌人を呼んでもって云々とのことの意もって書

虎の子を抱の子成田侯の子孫なるべしあるべし三

上巻ゟ之史料拝見の御願ひ申上候ゟ
御願を以いつれや史料の分ハ
あるゟ尚ほ今ゟ書ゟ、量ゟ分ハ
上の麦油を生じたることゟ
事実ゟ成ゟ拝見ゟ願ひ
忘ゟ候ゟ

前異ゟ八月の十日ゟ
九の麦ゟ高ゟ
又ゟ四大老（五大老の中墨縄一人欠けて）の署名
八月十日ゟ三ヶ條の条書を五ゟ
ゟ其の分一条ゟ

上杉長々御願ニ付て御矢倉ゟ有之杉ゟ御家ゟ
御知行方ゟ外御仕来ゟ
ゟ候ゟ
といふゟ即ゟ誰ゟ
法向の大ゟ
ゟ
ゟ
玄子様ゟ
ゟ
自ゟ以後の儀ハ

請ハ先ツ申上ゲ御本後の上確ニ御諚を得て實
行すべきもの
とのことあり是ひそかに紀氏ニ問ふに
ことゝ多くまゝ、次ひ十三日片桐石州を
頼く被候の面々ニも五ヶ條の拒文を出ス
ニ其中ニ其の中ニ「徳川の氣色ハ外ニ御用心の
大義師の内御文書人〳〵迄の申候ニ付
ものあるべきの〳〵用意専ひありまゝ、そこひ
即ち異云ふ所あり秀を四大名を拉えて呼ひ
し秀頼の内来を頼んと云事が黄板の文書の中ニ
見えたり
五箇の人ニ成ぬ高名ニ成る文書ニ
〳〵三上ニ出し
太閤板倉殿御炎内ニ被為仰置
とあらしあり其箇條を十一ヶ條ひ熟んで歴史上の大
性質を決するに重要ニ事柄ひ
内府久〳〵りき義を御覧ト被附近年被成御
懇候共故秀頼板を孫ニ成ル候之間秀頼
板を御取立候て給候へと被第御意ニ大納言殿

年寄衆五人長中處ゟ廟に祈仰出ス事

元文中圓応を施せし京の法華を要ず其の後五年

死去つて二ゟ其七八年ゟ京の孫を其孫嫡即ち秀忠

の娘であるところの千代姫即ち後の天寿院といひ後

水尾天皇の中宮となられたところの東福門院の御

妹君を徳川家の配偶として大坂城へ送り込んだこと

ひ為ゝ年ゝ、この政略的結婚ゝ就ていろ〳〵説のあ

ますうちもと秀吉の遺言を出たを事ゞ秀頼ゝこん

ひ分りまゝ、秀頼を強奪して取立て美めんと

いふことを大納言殿即ち利家及び年寄衆五人（即ち五

大老の前で夜ゝ仰出さんれたと云ふことでもあります（まことの

く秀吉ゝ秀頼のみを囲ゝ飼くあるゝさまを得ずおぼ

んばかりゝ〳〵しい京の孫ゝ孫奪の関係を結ぶでも

秀吉を撃ちたりを行くまい、こんを出アんが

秀吉ゝうの京の孫ゝ秀頼を修ひちゝとまる天下を

お前様のゝさんと云ひたゝ事ゝを和尾ゝ

いゝ様ゝ思ふんる）

さて五藏住吉せる中原ゝ井ひちゝ秀吉七井一ゝ

以上のゝとく京の孫ゝ秀頼のひまゝが其次ゝ門地と

云ひ経歴と云ひ人物と云ひ井二ゝ秀吉ゝ前田利

あひあるべき分にて候ゆえ
大納言殿はおさなくともたゞうちきを被申御座候
候故秀頼様御もとゝ被為成御元服候後
候へと内方年寄共居申候ゆえ被申御意候
事

○羯磨の言あるべき法

佛は佛滅後の衆僧に法を維持せんがために議決法を制錄せしめしぶ其法なるものを羯磨と云ふ（羯磨は梵語の譯）

第一 議長　佛在世中は佛自ら議長なれども佛の代理者または僧伽議長なるべき者を法臘制度に法臘の最も長者を

これとする

第二 議決權　通常は五人以上の比丘集らざれば議決の權なく重大の件は十人以上を要する

第三 會議法　二種あり其一は表決法即決法之を

白二羯磨と云ふ其二は白四羯磨と云ひ亦三度會議して決する

白四羯磨は又一白三羯磨と稱す

第四 議案　白と云ふ議案の事を白事羯磨又は稱言と云ふ梵語 Jñapti と云ふ議案若しくは決議案の意なり

第五 採決法　二種あり一は言默法即ち言ふべきものは言默すべきは默すべきは默すべきは

沙羅或を籌と云ふ Saraku は Ticket の意なるも
投票を投擬票又を取籌と云ふ

第七 書記 は行籌を Sakaku Sakaku 称す

第八 投票法 は三種あること其一を秘密投票にして密密行
籌と云ふ其二を傳言投票にして再移行籌其三
八顕密行籌即ち公開投票なること

第九 多数投票 十種のうち動投票あること

○永樂大典

本書前頁書籍採究の節にて永樂大典しるすを掲
げしが左の拙文と考合すべし

永樂大典の完本の皇史宬に納めんあることを得記
王の續博雅堂叢鈔中にあるを抄す

皇史宬は東華門外にあるを延南普度寺と
相近し盡しの南内の地殿廡七楹にして扉牆楹
楣、石を以て之を代ふ内に金櫃数千を納む即ち
古く金匱石室の言に列代の實録、玉牒、聖
訓皆其中に藏す旗員の年老る者八人を設けて
之を守らしめ地甚だ嚴密なり丁卯冬余、純廟
實録を奉迎しに曾て一切皆此に藏る聞く徐崑

山先生の著作を伝録し言を述べる中に今の
永樂大典を蒐しし人の翰苑の存するもの考較
すべき多きこと一千餘本にして皆姚廣孝、解縉
の徒を率ひて編纂精工、隆慶間臨勅の
本の乏ぶ所なる所以なり惜しむべきは是の書の脱禮
従容翻閲するを得ず未だ審かにすべからず是書存
するものを略述宦官劉若愚の酌中
志の例の大典を言る湖廣の王渭等の編輯せし
計二萬二千八百七十五、一萬一千九十五本、未だ刊
版せず嘉靖四十一年閣臣徐階等勅を奉じ儒臣をして

式を照して一部を摹寫せしむ隆慶元年の秋
落成間に両宮三殿災を仮るを以て
ず此の年八月史成に入らしむ或は死の左に
の史成を本とせの嘉靖十七年書成るもの
本朝之の因れるし
内閣湖南をして閣臣に左のごとくせしむ
ここ丁卯といふ嘉靖十二年のことなり
徐昆山先生ここに昆山の徐健庵乾学をいい書
稿を名を紱陸王に為るを康熙中の人にして
れの清初にて大典の史成に存せしことを知るべく

迎えくれたまふ中、まもなくこゝを立ちしことなれば、浮る上
京の次ひ本の木、爾に使を遣ひ給ふて、北ゝの海にて
地ゝ大典を奉戴し、同時に国内を騒しぶ咸豊の
英佛聯合軍、侵入の為、英人の学びたる所なれば、
有名なる英国博物館の有ることなれば、輪井流の本を
本とする国流儀なれば、本家なりしと、いふ
此次の兵火、なれば、地の強ちなるべし
又満字新征の事、我きたる公使い五風播、今は海
まゝ〳〵なんぞ征服の有ることなれば、といふ事なる
文淵閣の四庫全書を果して有るやを問ひしに

有ると云ひ、更に同館の文源閣、文溯閣、揚州
の文宗閣、鎮江の文匯閣、杭州の文瀾閣等を
悉く四庫全書をいかゞなんと問ひしに、同館の
八同じく英佛軍の難を鎮江揚州のみ難
紙の為ニ一部ゝ焼失の為、文瀾閣のみ存ずる
つゝも有ることなれば、杭州のみ原を送らさり
を其儀なりて補くるべきこと

○本作録

本作録を本作録寺忠信が以軍秀忠を

[illegible]傳（[illegible]）[illegible]書名[illegible]こんこう[illegible]いふ
いかゞ果して本多正信の筆にあらざるを[illegible]
[illegible]を武人の書いたるとなすを[illegible]
地の[illegible]たくさんなる地法（三十四ヶ[illegible]
十[illegible]）をえらぶ中村勝誉の書いたる本[illegible]
[illegible]である

大文字図書頭石龍の版本を流布せるの序[illegible]のお
[illegible]集の「題本多佐渡守正信論法道図家書」と
[illegible]文を載せ、地名格[illegible]文集[illegible]も又[illegible]を[illegible]新井
白石が或人の問を答へる長文を附す「[illegible]書」中の「本

佐録附言」と同じ、而[illegible]「[illegible]家[illegible]の「[illegible]」[illegible]
ハ地ハ加賀藩の儒士青地禮幹と答へし書[illegible]さ
と地等の人の[illegible]已る事保の書地書の真
偽の異[illegible]を扶[illegible]格
巣の文に
近世質書多出往々有矯名賢之作以售其説
者雖地書亦為輿論之所疑
とあるを見るべし
地書の[illegible]の質[illegible]
はゞ書を[illegible]

といひて自家の説を述べられけるとぞ、いとうるさしとぞ世の人ふ
ものとぞうしかりける「賀茂本作録」とこの書を左のごし
世人咸謂く、作物を是良平の流亜なる如術
の人なりと敢て疑はん叔世に成るときは中国
まことのものなれて人の心を惑はしめ是をんとは愛を
以て世を治を教へ君を劍業作家の功臣たるを
以て世を治めるものなれを偽を撰化するを
余が所の親、景仰の誠を生ずるに世初て有る
や作物者なりと称べし
ゆえに此撰をなす人世人

北「賀茂本作録」の著者青地氏は本多氏の族也左の如文
中に所の説を云ふるとなんと以て上二三の按文
を以て北者の立論を敢へ如ることなんと
べし而して中村藩藩を終る藩屋堂の世の
ることを其の後とするなり其の二点を存るのみ
第一 大江の図書録義本の生涯を世の士の説なること
世の人を世の我が峰文集中の
之を載せるなるべし
北一冊を編み作為出自故本多豊前
守忠貫家傳称忠貫伯父作後守忠作為

幼君補佐時、倩惺窩先生者ト献之也、幼君者台徳公也云

惺窩を推る能を、ゑらぶ時の井の中ゝ[illegible]
者ゆゑを以て不[illegible]惺窩の著ゝゝと[illegible]
ゝゝ[illegible]ゝゝ

第二　本佐録を著る論海文まうゞ惺窩著「論
家惺記」一名ちよもと物」とよく似合ゝ
ゝゝと

ゝん惺窩の心とする第二篇ゝゝ但し本佐録の論
佐ゝ儒を排するゝゝ又論海政治の言葉ゝ面し

儒者ゝゝ及ぶ[illegible]ゝゝゝゝゝこん等を本
多の言を惺窩の[illegible]ゝゝ惺窩の著ちよも
と此と同じゝゝゝゝゝ偽ゝ本佐録ゝ惺窩の倩
者ゝ[illegible]ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

以下全て

白　紙

明治三十五年五月下澣起筆

春城山人